

## (参考)

### ■ 多受診者への対応について

#### 【目的】

加入者の健康増進及び医療費適正化

#### 【基本方針】

多受診者に対して適切な受診となるよう取り組みを実施し、加入者の健康増進を図る。

#### 【実施内容】

1か月に20枚以上のレセプトが存在する多受診者を毎月抽出し、適正受診指導が必要と判断される場合は、文書による指導・電話による指導・保健師を派遣する健康相談等により、適正な受診及び投薬を受けるよう促す。

#### 〈平成29年度の支部取り組み状況〉

・多受診者は計30名。指導対応が必要かどうかを受診状況や身体状況から判断し「経過観察中」とした者が13名。「指導対応中」である者が4名。「対応完了(指導によりレセプト枚数が減少した者、資格喪失等した者)」とした者が13名。